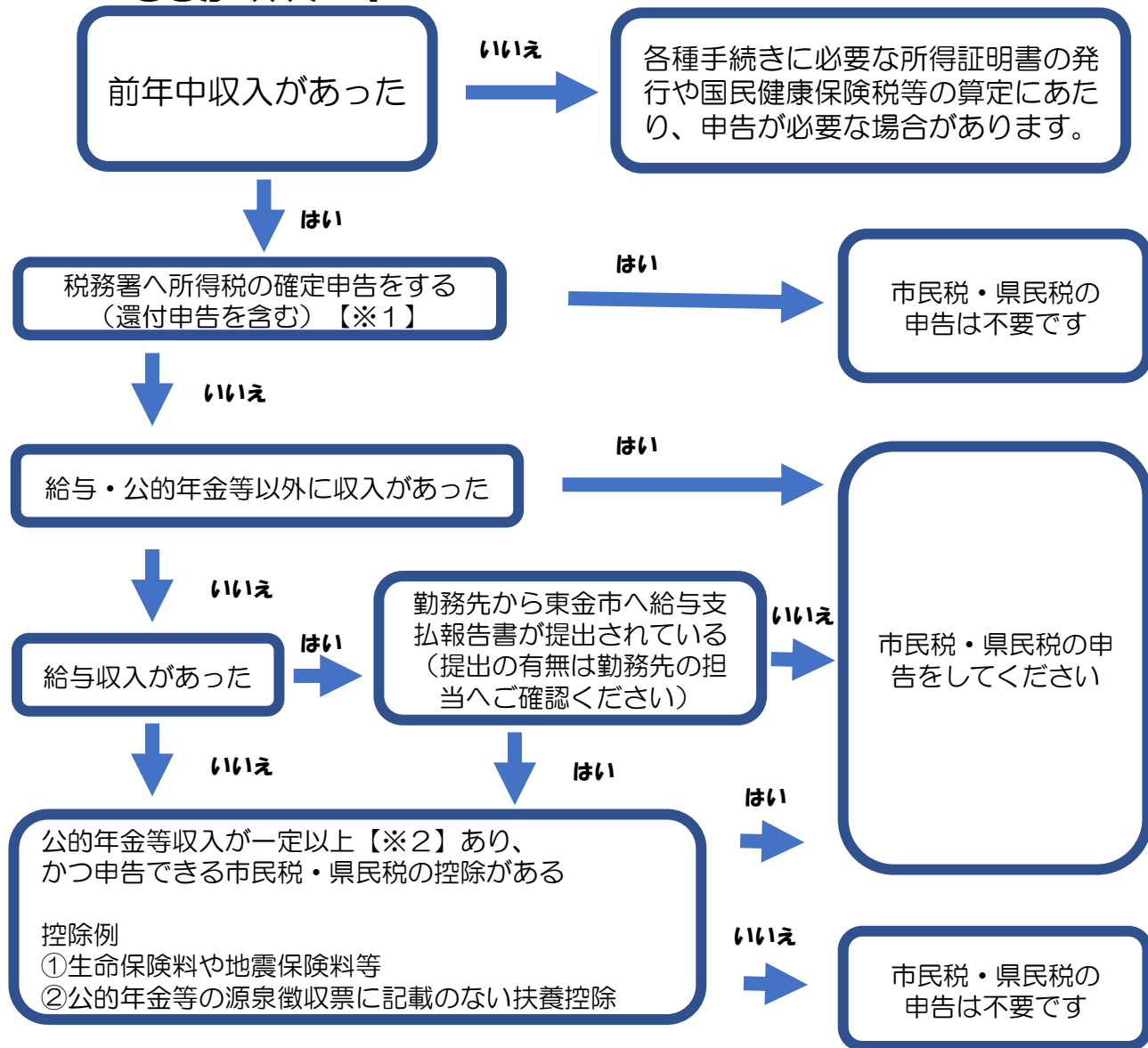


令和7年度（令和6年分）市民税・県民税申告の説明書

申告の必要有無フローチャート

令和7年1月1日に東金市内に住所がある方は、
以下の表を参考に申告を行う必要があるかご確認ください。

ここからスタート



※1 ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合は、税務署へお問い合わせください。

※2 昭和35年1月1日以前生まれの方で、公的年金等の収入金額が148万円超の方
昭和35年1月2日以後生まれの方で、公的年金等の収入金額が98万円超の方

市民税・県民税申告に関する問い合わせ

お問い合わせ前に必ず次ページのQ&Aをお読みください。

〒283-8511 東金市東岩崎1-1
東金市役所 課税課 TEL 0475-50-1128

所得税の確定申告に関する問い合わせ・相談先

〒283-8585 東金市東新宿1-1-12
東金税務署 TEL 0475-52-3121

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

Q&A

Q 令和7年度市民税・県民税とは何ですか。

A 市民税・県民税は令和6年中の所得・控除に応じて、令和7年1月1日現在に住所がある市（県）に納めていただく税金です。

Q 所得税と市民税・県民税はどう違うのですか。

A 所得税は国の税金、市民税・県民税は1月1日に住所のある市（県）で課税される税金です。所得税は国に、市民税・県民税は市（県）に納付します。所得税はその年の所得に応じた税額を、年末調整や確定申告により計算し、納付します。それに対して市民税・県民税の税額は、前年の所得に応じて計算し、市から決定された税額の通知が届きます。

Q 自宅に市民税・県民税の申告の案内のはがきが届いたが、申告は必ず必要ですか。

A 申告案内のはがきは、昨年度の申告の実績等に基づいて送付しております。申告の必要の有無については、フローチャートでご確認ください。

Q 前年に収入がなくても申告が必要な場合はどうしたらいいですか？

A 送付した申告案内のはがき裏面の簡易申告書を記載し提出してください。又は、市ホームページにある市民税・県民税申告書を印刷し、申告書表面の1月1日の住所・氏名・生年月日・連絡先等及び申告書裏面の前年に収入がなかった方の記載欄を記入し提出してください。

Q 会社で働いていますが、申告の必要はありますか。

A 給与収入のみの場合、勤務先が東金市へ「給与支払報告書」を提出していれば、本人が申告する必要はありません。※提出の有無については、勤務先に確認してください。ただし、医療費控除等を追加する場合には申告してください。

Q どうしたら源泉徴収票を発行（再発行）できますか。

A 勤務先が発行するものですので、勤務先の担当者へお問い合わせください。

Q 公的年金を受給していますが、どうしたら源泉徴収票を発行（再発行）できますか。

A 日本年金機構等の各年金保険者が発行するものですので、各年金保険者にお問い合わせください。

申告方法

- 申告書の提出期限 令和7年3月17日（月）まで

- 申告方法

① 郵送にて提出

令和7年度市民税・県民税申告書へ必要事項を記入し、必要資料を同封して東金市役所課税課へ送付してください。

② 申告相談会場にて提出

会場 東金市役所 5階大会議室 時間 午前の部 9:00～10:30
 日程 下表のとおり 午後の部 1:00～ 3:00

	午前の部	午後の部		午前の部	午後の部
2月17日(月)	○	○	3月 4日(火)	○	○
18日(火)	○	○	5日(水)	○	×
19日(水)	○	×	6日(木)	○	○
20日(木)	○	○	7日(金)	○	○
21日(金)	○	○	10日(月)	○	○
25日(火)	○	○	11日(火)	○	○
26日(水)	○	×	12日(水)	○	×
27日(木)	○	○	13日(木)	○	○
28日(金)	○	○	14日(金)	○	○
3月 3日(月)	○	○	17日(月)	○	○

- 申告時に持参していただくもの

- ① 申告書 （市ホームページより印刷し必要事項を記入してください）
- ② 源泉徴収票・給与明細書等（給与・年金所得者）
- ③ 収入と必要経費が記載されている帳簿・収支内訳明細書等（事業所得者）
- ④ その他収入を証明する書類
- ⑤ 所得控除に必要な書類（医療費控除の明細書、医療保険者の発行する医療費通知、社会保険料などの領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書、障害のわかる各種手帳または認定書、寄付金受領証明書など）
- ⑥ マイナンバーカード（個人番号カード）、または通知カードと運転免許証等顔写真付身分証明書

※扶養親族等のマイナンバー（個人番号）については、申告者が確認して記入してください。

1 収入金額等 ～ 2 所得金額

所得の種類			所得金額の計算方法		
営業等	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・運輸業・サービス業・医師・保険外交員・漁業など農業以外の事業から生ずる所得		総収入金額－必要経費－専従者控除額＝所得金額 （農業所得のある方は別紙収支内訳書に、その他の所得がある方は申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください）		
農業	田・畑・花・果樹・家畜の肥育・酪農品の生産などの事業から生ずる所得		収入金額＝所得金額		
不動産	地代・家賃・土地や家屋の権利金などから生ずる所得				
利子	公社債及び預貯金の利子（源泉分離課税の対象とならないもの）		収入金額－元本取得のために要した負債の利子 ＝所得金額		
配当	株式	株式又は出資の配当など	控 除 1.税額控除が適用されます（総合課税） 2.源泉徴収された地方税は、配当割額の控除が適用されます		
	その他	証券投資信託の収益の分配など			
給与	給与	給料・賃金・俸給・歳費・賞与など	給与等の収入額		
	専従者給与	生計を一にする事業者からの給与 事業専従者 生計を一にする15歳以上の親族で、その事業に1年を通じ6か月を超える期間専ら従事した方。 専従者控除額 1, 2のいずれか低い金額 1. 配偶者(86万円) その他親族(50万円) 2. <u>事業所得＋不動産所得＋山林所得</u> 事業専従者の人数＋1 (白色事業専従者の場合)	～ 550,999円	給与所得の金額	
			551,000円～1,618,999円	0円	
			1,619,000円～1,619,999円	収入金額－550,000円	
			1,620,000円～1,621,999円	1,069,000円	
			1,622,000円～1,623,999円	1,070,000円	
			1,624,000円～1,627,999円	1,072,000円	
			1,628,000円～1,799,999円	1,074,000円	
			1,800,000円～3,599,999円	$\left[\frac{\text{収入金額} \div 4}{\text{千円未満の端数切捨て}} \right] \times 2.4 - 100,000$ 円	
			3,600,000円～6,599,999円	$\left[\frac{\text{収入金額} \div 4}{\text{千円未満の端数切捨て}} \right] \times 2.8 - 80,000$ 円	
			6,600,000円～8,499,999円	$\left[\frac{\text{収入金額} \div 4}{\text{千円未満の端数切捨て}} \right] \times 3.2 - 440,000$ 円	
			8,500,000円～	収入金額×0.9－1,100,000円	
		収入金額－1,950,000円			
※所得金額調整控除を受ける方は、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。					
雑	年金	厚生年金・国民年金・各種共済年金・恩給など			
		昭和35年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）			
		公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
			公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額		
		1,000万円以下		1,000万円超200万円以下	
		2,000万円超		2,000万円超	
		～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
		3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
		4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
		7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－125,000円
		10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
		昭和35年1月2日以後に生まれた人（65歳未満）			
公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額				
	公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額				
1,000万円以下		1,000万円超200万円以下			
2,000万円超		2,000万円超			
～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円		
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円		
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円		
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－125,000円		
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円		
※遺族年金や障害年金は 非課税所得 になりますので、申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入してください。 ※給与所得及び公的年金等の刷所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用があります。					
業務	原稿料・講演料・食料品の配達など		総収入金額－必要経費＝所得金額		
その他	生命保険の年金など		※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）」に記入してください。		
総 合 譲 渡	車両・船舶・機械・ゴルフ会員権などの譲渡		総収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除額*＝所得金額		
一 時	賞金・懸賞当選金・生命保険の一時金など		総収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額*＝所得金額		

*総合譲渡所得と一時所得の特別控除額は、それぞれ50万円となります。ただし、50万円未満の場合はその金額となります。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 ～ 4 所得から差し引かれる金額(所得控除額)

令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族について下記に該当する支払い等があれば控除を適用できます。

⑬～⑯、㉔、㉕の控除は、領収書、証明書等がない場合は控除を適用できません。

(注) ただし、給与所得者で年末調整の際に控除された⑬～⑯については、証明書の添付又は提示の必要はありません。

⑬ 社会保険料控除

令和6年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料又は給与から差し引かれた社会保険料の全額（年金から差し引かれている場合は、対象は申告者本人の分に限ります）。国民年金保険料控除証明書等がない場合は控除できません。（注）

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金として支払った金額の全額。
小規模企業共済等掛金控除額の証明書等がない場合は控除できません。（注）

⑮ 生命保険料控除

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額
(限度額 70,000 円)

新 契 約	支 払 金 額	控 除 額
○介護医療保険料	12,000 円以下のとき	全 額
○平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	12,000 円超 32,000 円以下のとき	支払金額の 1/2 + 6,000 円
	32,000 円超 56,000 円以下のとき	支払金額の 1/4 + 14,000 円
	56,000 円超のとき	28,000 円
旧 契 約	15,000 円以下のとき	全 額
○平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	15,000 円超 40,000 円以下のとき	支払金額の 1/2 + 7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下のとき	支払金額の 1/4 + 17,500 円
	70,000 円超のとき	35,000 円

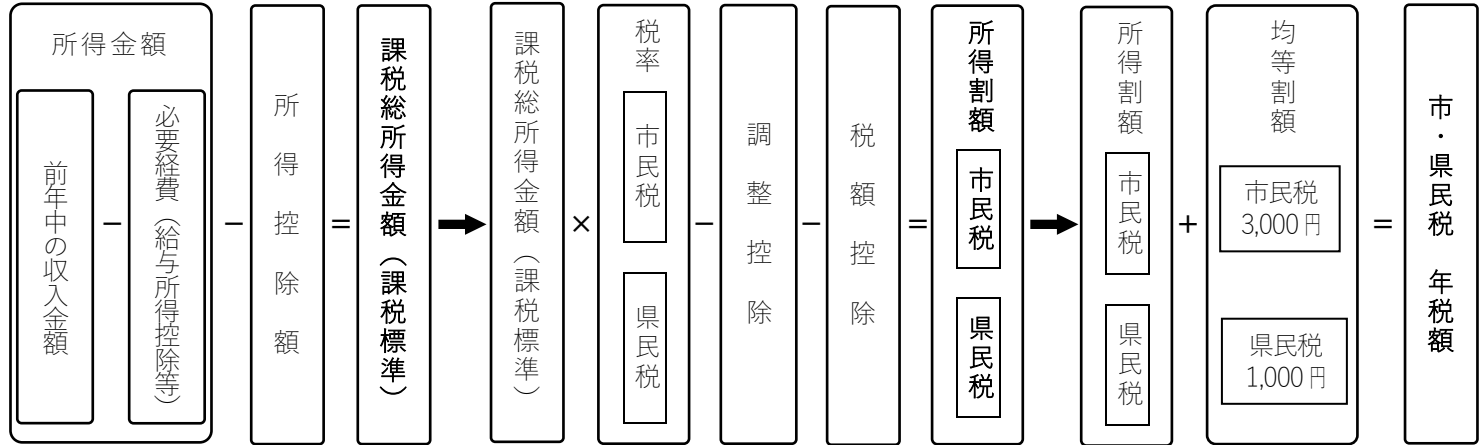
一般生命保険料及び個人年金保険料について新契約と旧契約の両方を支払っている場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額が控除できます、(限度額 28,000 円)
生命保険料控除証明書等がない場合は控除できません。（注）

⑯ 地震保険料控除	地震保険料及び旧長期損害保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 25,000 円)			
	地震保険料 旧長期損害保険料 ○平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間等が 10 年 以上で満期返戻金あり）の保険料	支 払 金 額		控 除 額
		50,000 円以下		支払金額の 1/2
		50,000 円超		25,000 円
		5,000 円以下		全 額
		5,000 円超 15,000 円以下		支払金額の 1/2 + 2,500 円
15,000 円超		10,000 円		
地震保険料控除証明書等がない場合は控除できません。(注)				
⑰ 寡 婦 控 除	あなたが、配偶者と離別又は死別した後再婚していない方で、次の条件に該当する場合に控除を適用できます。 ○本人の合計所得金額が 500 万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（離別の場合、 生計を一にする子以外の扶養親族（総所得金額等が 48 万円以下）がいること。			控除額 26 万円
⑱ひとり親控除	あなたが、婚姻歴や性別にかかわらず、次の条件に該当する場合に控除を適用できます。 ○本人の合計所得金額が 500 万円以下で、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）がいる場合で、事実上婚姻関係 と同様の事情にあると認められる者がいないこと。			控除額 30 万円
⑲勤労学生控除	あなたが前年の 12 月 31 日現在学校に通学しており、自己の勤労による給与所得等があり、かつ合計所得金額が 75 万円以 下で給与所得等以外の所得が 10 万円以下である場合に控除を適用できます。			控除額 26 万円
⑳ 障害者控除 (要個人番号)	あなたやあなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に控除を適用できます。 ※身体障害者手帳、療育手帳などの等級等や介護保険に係る認定書の程度を記入してください。 ※障害者控除は、扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族についても適用できます。 ※「同一生計配偶者」とは、申告者本人と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下の方をいいます。			控除額 普通 26 万円 特別 30 万円 同居特別 53 万円
㉑ 配偶者控除 (要個人番号)	あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合に控除を適用 できます。なお、老人配偶者とは、年齢が 70 歳以上（昭和 30 年 1 月 1 日以前生）の方です。			
		あなたの合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	一般	330,000 円	220,000 円	110,000 円
老人	380,000 円	260,000 円	130,000 円	
㉒ 配偶者特別 控 除 (要個人番号)	あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が前年中の合計所得金額が 48 万円超から 133 万円以下の 場合に控除を適用できます。			
		あなたの合計所得金額		
	配偶者の合計所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	480,001 円～1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
	1,000,001 円～1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円
	1,050,001 円～1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円
	1,100,001 円～1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円
	1,150,001 円～1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円
	1,200,001 円～1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円
	1,250,001 円～1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円
	1,300,001 円～1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円
	1,330,001 円～	なし		
㉓ 扶 養 控 除 (要個人番号)	あなたと生計を一にする扶養親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合に控除を適用できます。 ○特 定 扶 養：年齢が 19 歳以上 23 歳未満（平成 14 年 1 月 2 日生～平成 18 年 1 月 1 日生） ○老 人 扶 養：年齢が 70 歳以上（昭和 30 年 1 月 1 日以前生） ○同居老親等：老人扶養のうち、あなた又は配偶者の直系尊属（両親・祖父母など）で、あなた又は配偶者のいずれかと同 居している場合 ○一 般 扶 養：上記以外の扶養親族で 16 歳以上（平成 21 年 1 月 1 日以前生） 注 非課税判定等に必要となるため、「16 歳未満の扶養親族」欄も記入してください（平成 21 年 1 月 2 日以後生）。			控除額 特定扶養 45 万円 老人扶養 38 万円 同居老親等 45 万円 一般扶養 33 万円
	あなたの前年中の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に控除を適用できます。			
	あなたの合計所得金額	2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下
	2,500 万円超			
	控除額	43 万円	29 万円	15 万円
㉖ 雑 損 控 除	災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害（補填金を除く。）を受けたとき。なお、盗難又は横領による損失には、詐欺又は脅迫による損失は 含まれません。			
㉗ 医療費控除	○令和 5 年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費、特定一般用医薬品等購入費が一定の額を超えた場合に控除を 適用でき、次の算式で計算します。 【医療費の総額－補てん金額】－【(10 万円) か（総所得金額等×5%）のいずれか少ない方の金額】（限度額 200 万円） 注 医療費控除の明細書又は医療保険者の発行する医療費通知の添付が必要です。領収書の添付では医療費控除を適用できません。			
	○セルフメディケーション税制による特例を選択する場合は、申告書の「医療費控除」欄にある区分の口に「1」と記入し、次の算式で計算します。 【特定一般用医薬品等購入費－補填金額】－1 万 2 千円（限度額 8 万 8 千円）			
	注 「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は、どちらか一つしか控除を適用できません。			

※「生計を一にする」とは、勤務・修学・療養等の都合上、別居していても、余暇には生活を共にするなど、常に生活費・学資金、療養費等の送金が行われている場合を含みます。

※「障害者控除」「配偶者（特別）控除」「扶養控除」「事業専従者」の適用を受ける場合は、申告者が該当者の個人番号（マイナンバー）をご確認のうえ記入してください。

市民税・県民税 税額計算の仕組み



◎税額控除
《調整控除》

合計課税所得金額が 200 万円以下の方

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が 200 万円超 2,500 万円以下の方

次の①の金額から②の金額を控除した額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の5%（市民税 3%、県民税 2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5 万円	納税者本人の所得金額	900 万円以下 900 万円超 950 万円以下 950 万円超 1,000 万円以下
障害者控除	普通 1 万円	配偶者控除	一般 5 万円
	特別 10 万円		老人 10 万円
	同居特別 22 万円		6 万円
寡婦控除	1 万円	配偶者特別控除	48 万円超 50 万円未満 5 万円 50 万円以上 55 万円未満 3 万円
扶養控除	父 1 万円	扶養控除	一般 5 万円
	母 5 万円		老人 10 万円
勤労学生控除	1 万円	特定	18 万円

《住宅借入金等特別税額控除》

平成 21 年から令和 7 年までに入居し、前年分の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額が市民税・県民税からされます。

① 所得税の住宅借入金等特別税額控除のうち、所得税から控除しきれなかった額

② 下表の控除限度額（表中 A は、所得税の課税総所得金額等です。）

	(1)	(2)
入居した年月	平成 26 年 4 月～ 令和 3 年 12 月 (注 1)	令和 4 年 1 月～ 令和 7 年 1 2 月 (注 2)
控除限度額	A×7% (最高 136,500 円)	A×5% (最高 97,500 円)

(注 1) 特定取得又は特別特定取得に該当する方に限ります。それ以外の場合は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月までに入居した方と同じとなります。

(注 2) 令和 4 年中に入居した方のうち、特別特例取得に該当する場合は、(2)の場合の控除限度額と同じになります。

なお、控除の適用には、給与の年末調整による控除の適用、又は確定申告が必要となりますのでご注意ください。

市民税	3／5	県民税	2／5
-----	-----	-----	-----

※令和 7 年 1 月 1 日現在に住所を有する市町村で課税します。
(別計算となる場合もあります)

《寄附金税額控除》 (別計算となる場合もあります)

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が市民税・県民税から控除されます。

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）

②千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金

③千葉県又は東金市が条例により指定した団体に対する寄附金

【控除額の計算方法】

(1)基本控除額＝（（①＋②＋③）（注 1）－2,000 円）×（市民税 6%・県民税 4%）
（注 1） 総所得金額の 30%が限度となります。

(2)特例控除額（注 2）＝（①－2,000 円）×（90%－所得税率×1.021）
（注 2） 市民税・県民税の所得割額（調整控除後）の 20%を限度とします。

○申告の内容によっては、特例控除額の計算が異なる場合があります。

○ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされた方でも、5 団体を超える地方団体へふるさと納税した場合は、寄附金受領証明書を添付して確定申告をする必要があります。

○ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。

○ふるさと納税ワンストップ特例申請後に確定申告をされた場合、ワンストップ特例は無効となりますので、必ず寄附金控除を含めて確定申告してください。

○令和元年 6 月 1 日以降、ふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方団体に対するふるさと納税は、特例控除額の対象外となります。

◎上場株式等に係る配当所得の課税方式について

上場株式等の配当等に係る所得は、申告の際に「総合課税」、「申告分離課税」、「申告不要制度」のいずれかを選択することができます。

【総合課税を選択した場合】

- ・配当控除の適用あり
- ・上場株式等の譲渡損失と損益通算ができない

【申告分離課税を選択した場合】

- ・配当控除の適用なし
- ・上場株式等の譲渡損失との損益通算ができる

※令和 6 年度課税から、上場株式等の配当所得等の課税方式が統一されます。所得税で申告不要を選択した場合は、市民税・県民税でも申告不要となり、所得税で総合課税（分離課税）で申告を行った場合は、市民税・県民税においても総合課税（分離課税）で申告したこととなります。これにより、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※申告した場合は、扶養控除等の判定に使用する合計所得金額に配当所得の額が含まれます。

《配当控除》 (別計算となる場合もあります)

課税所得	市民税	県民税
1,000 万円以下	1. 6 %	1. 2 %
1,000 万円超え	0. 8 %	0. 6 %

《配当割額税控除額又は株式等譲渡所得割額税控除額》

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

◎税率 (別計算となる場合もあります)

区 分	市民税	県民税
所 得 割	6 %	4 %
均 等 割	3,000 円	1,000 円

※上記市民税・県民税の均等割と併せて森林環境税（国税）が一戸年額 1,000 円課税されます。

◎土地建物等の譲渡所得の税率 (別計算となる場合もあります)

区 分	市民税	県民税
長期譲渡所得	3 %	2 %
短期譲渡所得	5.4%	3.6%